

第 8 3 号議案

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

足立区勤労福祉会館条例（昭和 5 4 年足立区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表位置の項中「東京都足立区綾瀬四丁目 1 0 番 6 号」を「東京都足立区綾瀬一丁目 3 4 番 7 - 1 0 2 号」に改める。

第 3 条第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（施設）

第 4 条 会館には次の施設を設ける。

- （ 1 ） 集会室
- （ 2 ） 工芸室
- （ 3 ） 展示ロビー
- （ 4 ） レクリエーションホール

第 1 1 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

1 集会室等

施設名	午前 午前 9 時～午後 0 時 3 0 分	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 5 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分	全日 午前 9 時～午後 9 時 3 0 分
集会室（第 1 ホール）	7, 1 0 0 円	8, 8 0 0 円	1 万 5 0 0 円	2 万 3, 4 0 0 円

集会室（第2洋室）	3,600円	4,500円	5,500円	1万2,400円
集会室（第3洋室）	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円
集会室（第4洋室）	1,800円	2,300円	2,700円	6,200円
集会室（第5洋室）	1,100円	1,400円	1,700円	3,600円
集会室（和室）	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円
工芸室	2,100円	2,400円	2,900円	6,400円
展示ロビー	1日につき 6,400円			
レクリエーションホール	4,400円	5,400円	6,400円	1万4,600円

備考 集会室（第1ホール）及び展示ロビーの利用者が物品の販売又は入場料その他これに類する金銭の徴収をする等営利目的で使用する場合は、それぞれの使用区分の使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。

2 卓球の個人使用

使用単位	金額
1人1時間	100円

備考 1時間に満たないときは、1時間とみなす。

付 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 足立区勤労福祉会館の施設の使用に係る申請、承認その他の行為は、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区勤労福祉会館条例の規定の例により行うことができる。

（提案理由）

足立区勤労福祉会館の移転に伴い、同会館の位置を改めるほか、規定を整備する必要があるのでこの条例案を提出いたします。